

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎地域は、我が国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、さらに食糧・水・エネルギーの供給や国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、そして森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

しかし、過疎地域は多くの集落が消滅しつつあり、耕作放棄地の増加、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げている。

我が大崎市においても、昭和55年より旧岩出山町、平成2年より旧鳴子町が指定を受け、平成18年の合併以降も過疎地域として法の適用を受けハード・ソフト両面での事業を実施してきたところである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが、地方創生の基本で国民全体の安全・安心に寄与するものである。

よって、過疎地域市町村を含む合併があった市町村における「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けた新たな過疎対策法の制定を強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年10月16日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		
衆議院議長		
参議院議長		